

「好循環実現のための経済対策」 のご紹介 【25年度補正予算・税制等】

平成25年12月
経済産業省

※税制につきましては産業競争力強化法の施行、平成25年度補正予算等につ
きましては次期常国会にて審議され、予算の成立が前提になります。

政府は、平成25年6月14日に「日本再興戦略」をとりまとめ、同戦略を確実に実行するために、12月4日に成立した「産業競争力強化法」に基づき、各種措置を講ずるほか、新たな経済対策として、5.5兆円規模の補正予算を閣議決定しております。今後、産業競争力強化法の施行と予算案等が国会で審議される予定となっております。

この冊子では、業種を問わず、企業経営者の方々に幅広く知っていただきたい具体的な施策を分かりやすくご紹介いたします。

なお、ここで紹介する施策は、概要をお伝えするためのものです。より詳細な要件や手続きについては、まだ決まっていないものが多いので、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

最新版は当省のホームページ「ニュースリリース」をご覧ください。



HP: <http://www.meti.go.jp/>

※税制につきましては産業競争力強化法の施行、平成25年度補正予算等につきましては次期常国会にて審議され、予算の成立が前提になります。

目次

掲載ページ

- 1 研究開発・試作品開発・設備投資をしたい 1～4
- 2 販路を開拓したい 5
- 3 人材育成をしたい 5
- 4 海外展開をしたい 6
- 5 事業を再生したい 7
- 6 資金繰りの支援を受けたい、 8～9
- 7 消費税率の引き上げについて相談したい 10
- 8 魅力的な街づくりをしたい 11

目次

掲載ページ

- | | | |
|-----------|------------------------|-----------|
| 9 | 起業・創業をしたい | 12 |
| 10 | 産業復興にかかる支援を受けたい | 13 |
| | お問い合わせ先 | 14 |



経済の好循環を実現する
経済対策・補正予算案決まる!!

経済産業省関連の詳細はこちら ▶ [Click!!](#)

<http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/index.html>

1. 研究開発・試作品開発、設備投資をしたい

(1) 先端設備等を導入すると税制の優遇があります。

【即時償却 又は 税額控除:5%(建物・構築物は3%)(法人税額の20%を限度)】

- ・概要: 「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入すると、即時償却又は税額控除が受けられます。
- ・対象設備: 機械装置、器具備品、建物、ソフトウェアなど

※事業名です↓

生産性向上
設備投資促進税制

(2) 中小企業・小規模事業者の設備投資をもっと応援します。

特別償却:30%→即時償却化

税額控除:7%→10%(個人事業主、資本金3千万円以下法人)、7%(資本金3千万超法人でも利用可能に)

- ・概要: 中小企業・小規模事業者は生産性の向上に資する設備を導入すると、即時償却又は最大10%の税額控除の措置が受けられます。
- ・対象設備: 機械装置、サーバー、試験又は測定機器、ソフトウェア等

中小企業投資促進税制
の拡充・延長

(参考) リース手法を活用した先端設備の導入を支援します。

リース手法を活用した
先端設備等導入
保証制度推進費

- ・概要: リース手法の活用により、高額な初期費用を要し初期稼働が見通し難い先端設備等の導入を推進。
- ・対象設備: 介護ロボット、3Dプリンター、先端露光装置など

1. 研究開発・試作品開発、設備投資をしたい

(4) ものづくり・商業・サービス業を支援します。

- 概要：① 試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用を補助します。

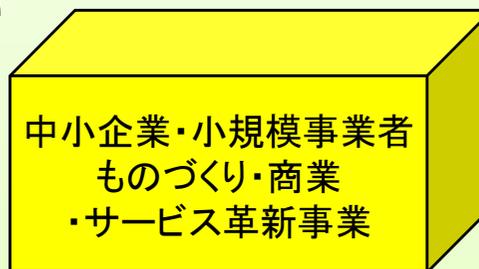
補助率：2/3、補助上限額：1,000万円
(特定分野※への投資は1,500万円)

※特定分野：医療・環境・エネルギー分野など

※小規模事業者のみが利用できる特別枠を設定します(上限700万円)。

- ② 金融機関から借入を行い耐用年数を超過した設備を入れ替える大規模投資(総資産の15%を超える設備投資)を行う場合に、金融機関のモニタリング実績に応じ、借入額の1%相当額※を上限に補助します。

※例えば、事業者が1億円の借入れを行う場合、100万円を上限に補助します。



詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」でご覧いただけます。



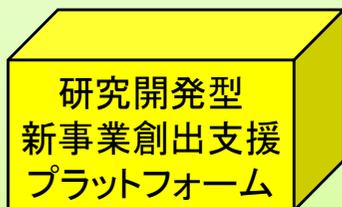
ミラサポ

検索

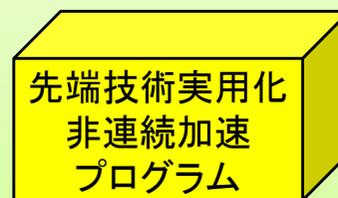
1. 研究開発・試作品開発、設備投資をしたい

(5) 事業化のための支援、技術開発への助成をします。

- 概要：ビジネスモデルプランへの助言、潜在ユーザーとの連携などの支援を行うとともに、新規性・革新性の高い技術の実用化開発や実証・評価に係る研究開発等に対して助成します。



【補助率：2 / 3 以内】

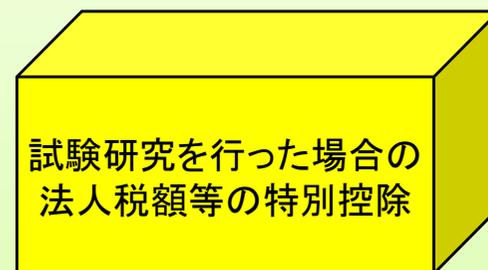


【補助率：1 / 3】

(6) 研究開発を行うと税制の優遇があります。

- 概要：研究開発を行うと税額控除が受けられます。研究開発費を増加させた場合、さらに大きな控除が受けられます。
- 対象費用：研究開発に要した人件費、原材料費、経費など

【研究開発費総額の8～10%＋増加額の最大30%の税額控除
(法人税額の40%を限度)】



1. 研究開発・試作品開発、設備投資をしたい

(7) ロボット介護機器の大規模導入実証を支援します。



ロボット介護機器
導入実証事業

- ・概要：高齢者の自立促進、介護従事者の負担軽減に資するロボット介護機器の量産化への道筋をつけるため、実際の現場で活用しながら効果検証を行う等、大規模な実証を行います。

4

(8) 省エネ設備の導入を支援します。

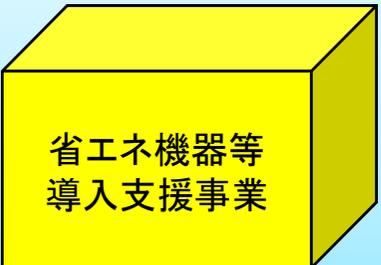
- ・概要：工場・事業場等における高効率設備への入れ替え費用の一部を補助します。
- ・対象：全業種、設備等を設置・所有する事業者（法人格を有すること）



エネルギー
使用合理化事業者
支援補助金

【補助率：1/3、1/2以内】

(9) 省エネ機器の導入を支援します。



省エネ機器等
導入支援事業

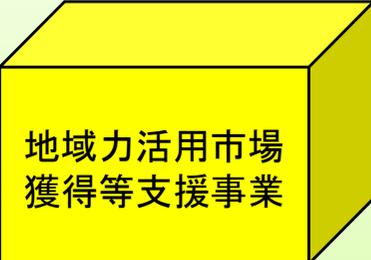
- ・概要：家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電設備、空調、給湯設備等の省エネシステム、エネルギーマネジメントシステム、電気自動車等に必要な充電器などを設置する者に対して補助します。

4

2. 販路を開拓したい

(1) 小規模事業者の販路開拓等を支援します。

- 概要：小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓等に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など）の一部を補助します。

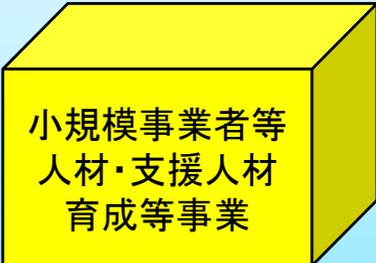


地域力活用市場
獲得等支援事業

補助率：2/3、補助上限額：50万円（雇用を増やす場合は100万円）

3. 人材育成をしたい

(1) ものづくりの技術・技能の継承を支援します。



小規模事業者等
人材・支援人材
育成等事業

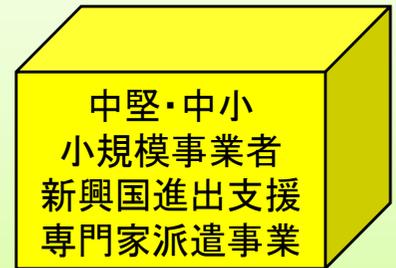
- 概要：ものづくりの小規模事業者等の製造現場の中核人材を育成するため、技術・技能の継承の講習や現場での指導を受けるための費用の一部を補助します。

補助率：2/3

4. 海外展開をしたい

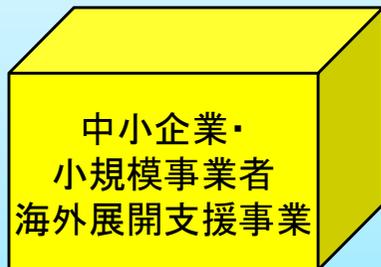
(1) ジェトロからシニア人材を派遣します。

- 概要：新興国への進出に取り組む中堅・中小・小規模事業者に対し、現地でのビジネス経験が豊富な大企業のOB等を専門家として派遣し、現地での拠点設立等までハンズオンで支援します。



(2) 海外への販路開拓、移転や撤退を支援します。

- 概要：海外販路や技術等を有する外国企業とのマッチングやASEAN等での展示会・商談会の開催を通じ、海外販路開拓を支援するとともに、中小企業海外展開現地支援プラットフォームにより海外での法務・労務等の課題解決や移転・撤退等を支援します。



ジェトロからのご提案。
これが「新興国進出」成功のカギ
(経営者) × (経験者)

【新興国進出を目指す
中小企業の社長】



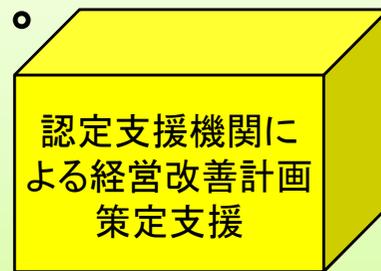
【豊富な海外経験のある
ジェトロの専門家】

<http://www.jetro.go.jp/services/expert/>

5. 事業を再生したい

(1) 事業者における経営改善計画の策定を支援します。

- 概要：経営力強化支援法に基づく認定支援機関が中小企業・小規模事業者による経営改善計画の策定を支援する事業を引き続き実施し、事業者の経営改善を促進します。



認定支援機関による経営改善計画策定支援

(2) 中小企業再生支援全国本部の機能拡充等を行い、事業者の経営改善・事業再生を支援します。

- 概要：産業競争力強化法に基づき、全国の中小企業再生支援協議会における再生支援業務の評価や、「全国本部」自らによる再生計画策定の支援等を行えるようにします。



中小企業再生支援協議会の機能強化

6. 資金繰りの支援を受けたい

(1) 日本政策金融公庫・商工中金が、原材料・エネルギーコスト高の影響や消費税率引上げに万全を期すため、引き続きセーフティネット貸付を推進するとともに、民間金融機関から融資を断られた事業者向けの新たな融資制度を始めます。

※ 経営支援型の金融環境変化対応資金：日本公庫等の定期的な経営指導を受ける場合や、雇用の維持拡大を行う場合に金利を最大0.5%引き下げます。

(2) 信用保証協会が、複数の債務を一本にまとめ、月々の返済負担を軽減する借換保証※を推進します。

※ 借換保証と合わせて、産業競争力強化法により創設される経営改善サポート保証の活用が可能です。経営改善サポート保証とは、中小企業再生支援協議会による支援を受けて作成した計画等に基づき、経営改善・事業再生に取り組む場合に、一般保証とは別枠で普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円が利用可能となる制度です。



中小企業・
再生支援協議会
の機能強化

(3) 日本政策金融公庫が、老朽化設備の新陳代謝、給与支給総額の引上げ、創業など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資を促進します。

※ 耐用年数の過ぎた設備の入替えに要する資金について、日本政策金融公庫において当初2年間、適用利率を0.5%引き下げるなどの措置を講じます。

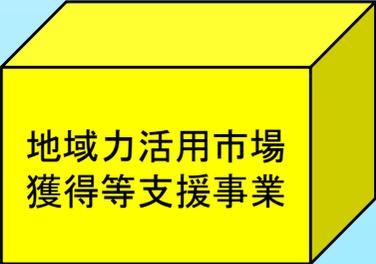
6. 資金繰りの支援を受けたい

(4) 「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されます。

- 概要：経営者保証に関するガイドラインは、
 - ①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
 - ②早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
 - ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除することなどを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します（2月から適用開始予定）。

○中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営者保証に関するお問い合わせ・窓口相談に、随時応じます。

○経営者保証を提供せずに資金調達を希望する方や個人保証債務の支払についてお悩みの方に対して、「経営者保証に関するガイドライン」に基づいて適切にアドバイスできるよう専門家派遣制度を創設します。



地域力活用市場
獲得等支援事業

7. 消費税率の引き上げについての相談をしたい

(1) 消費税の価格転嫁に関する相談窓口を設置します。

- 概要：① 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会に相談窓口を設置します。
- ② すでに経済産業省及び経済産業局に「消費税転嫁対策室」を設置し、相談等の対応を行っております。

消費税転嫁
対策窓口
相談事業

(2) 講習会を開催します。

消費税転嫁
対策窓口
相談事業

概要：消費税制度の改正内容の周知や消費税の転嫁対策に関する講習会やフォーラムを開催します。

(3) 専門家による出張相談をします。

概要：商工会議所・商工会から専門家を派遣して出張相談を行います。

消費税転嫁
対策窓口
相談事業

「消費税転嫁対策特別措置法」の施行に伴い、消費税の転嫁等に係る取引上の相談に応じています。

消費税転嫁対策相談専用フリーダイヤルを開設しました。

フリーダイヤル **0120-300-217**

8. 魅力的な街づくりをしたい

(1) 商店街活性化への取組を支援します。

- ・概要：消費を喚起するイベントや商店街のセールの実施に要する費用（チラシの作成、配布などを含む）を全額補助します。

補助率：定額、補助上限額：400万円

※参加商店街数に応じて上限額を引き上げ（例えば、5～9商店街で連携する場合は800万円）



地域商店街
活性化事業

(2) 安心・安全なまちづくりへの取組を支援します。

補助率：2/3 上限：1.5億円

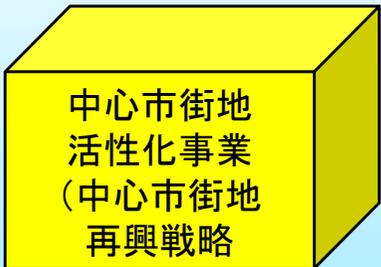
- ・概要：商店街組織等が行う地域住民の安心・安全な生活環境を守るための事業（防犯カメラの設置などに加え、子育て・高齢者支援施設の整備や高齢者向け宅配サービスの提供などを追加）に要する費用の一部を補助します。



商店街
まちづくり
事業

(4) 中心市街地の活性化のための取り組みに対して支援します。

- ・概要：地元商店街に対する経済効果が及ぶような商業施設等の整備、改修、解体及び事業化可能性調査を行う民間事業者や商店街振興組合等を支援します。



中心市街地
活性化事業
（中心市街地
再興戦略

【補助率：2/3、定額】

9. 起業・創業をしたい



(1) 創業を支援します。

補助率:2/3 補助上限額:200万円

- ・概要：創業（第二創業も対象）費用の一部を補助します。

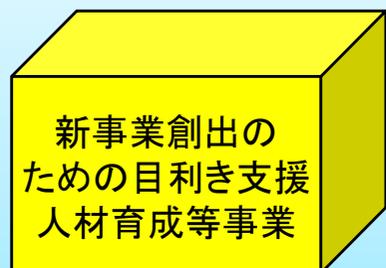
(2) 創業支援事業者を支援します。

- ・概要：産業競争力強化法に基づき、市区町村と連携する創業支援事業者※による、経営相談や交流会の開催などの取組を支援します。

※商工会議所・商工会や認定支援機関（税理士、中小企業診断士など）、地域金融機関など



補助上限額:1,000万円 補助率:2/3



(3) 起業支援人材が成長性の高いベンチャーを支援します。

- ・概要：大企業に埋もれている技術やビジネスプランコンテスト入賞案件などを選定し、ベンチャーキャピタルなど一流の起業支援人材が事業化までを支援します。

10. 産業復興にかかる支援を受けたい

(1) 津波浸水や原子力災害地域で産業の再生を図りたい。

- 概要：津波で甚大な被害を受けた地域や原子力災害により大きな被害を受けた地域において工場等を新增設する企業に対し、用地の取得、建屋建設から生産設備等の必要な経費を補助します。

津波・原子力
災害被災地地域
雇用創出立地
補助金

(2) 工場や商業施設などの復旧費用を補助します。

- 概要：復興が遅れている地域を対象とした復興事業計画や共同店舗の新設や街区の再配置などに対して、施設費や設備費を補助します。

中小企業組合等
共同施設等
災害復旧事業

【補助率：3/4 国1/2、県1/4】

(3) 中小企業・小規模事業者到低利融資します。

- 概要：東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫等が低利融資等を行います。
- 金利：【直接・間接被害を受けた企業】（当初3年間）基準利率－1.4%（最大）
（4年目以降）基準利率－0.5%
【その他条件により金利が異なります】 ※基準利率は中小事業1.6%、国民事業1.9%

東日本大震災
復興特別貸付
等（中小事業、
機器対応円滑化
業務）

お問い合わせ先

**ご相談・ご質問は、最寄の地方経済産業局
総務課までお気軽にご連絡下さい。**



- 北海道経済産業局：011-709-1773
 - 東北経済産業局：022-221-4856
 - 関東経済産業局：048-600-0213
 - 中部経済産業局：052-951-2683
 - 北陸支局：076-432-5588
-
- 近畿経済産業局：06-6966-6001
 - 中国経済産業局：082-224-5615
 - 四国経済産業局：087-811-8503
 - 九州経済産業局：092-482-5405
 - 沖縄総合事務局：098-866-1726